

健康福祉審議会障害者分科会資料

令和 3 年 8 月 5 日

## 資料4

第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市  
障がい児福祉計画の進捗状況について

第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画(計画期間:平成30年度～令和2年度)に沿って、障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの状況を示しています。

## 1. 障害福祉サービスについて

### (1) 訪問系サービス

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	利用者数 (人/月)	95 (100)	94 (104)	93 (108)	94	95	96
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。							
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。	利用時間 (時間/月)	1,325 (1,180)	1,133 (1,227)	1,232 (1,274)	1,302	1,376	1,454
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行う。							

※ 第5期実績は各年度10月分の値で、第6期見込みは一月当たりの見込み値(以下同じ。)

※ 第5期実績の、下段の( )は計画値(以下同じ。)

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	利用者数 (人/月)	188 (192)	191 (198)	198 (206)	203	208	213
		利用量 (人日/月)	3,958 (3,998)	4,036 (4,123)	3,953 (4,290)	3,995	4,038	4,081
自立訓練 (機能訓練)	じりつした日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 (人/月)	0 (1)	1 (2)	1 (3)	1	1	1
		利用量 (人日/月)	0 (9)	10 (18)	9 (27)	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	じりつした日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 (人/月)	2 (1)	0 (2)	10 (3)	10	10	10
		利用量 (人日/月)	29 (15)	0 (30)	180 (45)	180	180	180
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 (人/月)	1 (5)	1 (10)	6 (15)	8	9	12
		利用量 (人日/月)	17 (90)	23 (180)	109 (270)	119	130	141

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
就労継続支援 A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結のうえ、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 (人/月)	63 (74)	62 (78)	81 (82)	86	92	99
		利用量 (人日/月)	1,272 (1,497)	1,219 (1,578)	1,334 (1,659)	1,425	1,521	1,624
就労継続支援 B型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 (人/月)	178 (175)	173 (180)	171 (185)	174	177	180
		利用量 (人日/月)	3,373 (3,429)	3,307 (3,527)	3,285 (3,625)	3,318	3,351	3,384
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、相談や連絡調整等、必要となる支援を行う。	利用者数 (人/月)	0 (3)	1 (4)	2 (5)	2	2	3
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。	利用者数 (人/月)	40 (41)	42 (41)	41 (41)	41	41	41
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	利用者数 (人/月)	31 (36)	31 (40)	26 (44)	26	26	26
		利用量 (人日/月)	186 (200)	181 (222)	151 (244)	151	151	151

### (3) 居住系サービス

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	施設入所や共同生活援助(グループホーム)を利用していた障がいのある人が一人暮らしをする際に、定期的な訪問を行い、生活面での課題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	利用者数 (人/月)	0 (2)	4 (4)	5 (6)	6	8	10
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には、これらのサービスも提供する。	利用者数 (人/月)	118 (115)	114 (120)	123 (125)	130	137	145
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	利用者数 (人/月)	129 (122)	128 (121)	126 (119)	125	124	123

#### (4) 相談支援

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	<p>○サービス利用支援 障害福祉サービスの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。</p> <p>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス提供事業者等との連絡調整等を行う。</p>	利用者数 (人/月)	150 (125)	161 (135)	170 (145)	180	190	200
地域相談支援 (地域移行支援)	<p>○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所又は退院する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との連絡調整等を行う。</p>	利用者数 (人/月)	3 (5)	2 (3)	1 (3)	4	6	7
地域相談支援 (地域定着支援)	<p>○地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。</p>	利用者数 (人/月)	4 (6)	2 (7)	2 (8)	4	6	7

## 2. 障害児通所支援サービスについて

### (1) 障害児通所支援

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用者数 (人/月)	10 (7)	9 (8)	9 (9)	11	13	15
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行う。	利用者数 (人/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。	利用者数 (人/月)	47 (58)	50 (60)	50 (62)	52	53	55
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。	利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (2)	1 (3)	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行う。	利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0	0	0

## (2) 障害児相談支援

サービス名	内容	単位	第5期実績			第6期見込み		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	<p>○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。</p> <p>○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス提供事業者等との連絡調整等を行う。</p>	利用者数 (人/月)	24 (30)	24 (35)	29 (40)	31	33	35
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行う。	利用者数 (人/月)	0 (0)	1 (1)	3 (1)	3	3	4

### 3. 成果目標について

第5期計画では最終年度となる令和2年度における成果目標を設定しており、その目標における令和2年度の実績を示しています。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和2年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定しています。

#### 〔国の基本指針〕

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とするものとされています。

#### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
削減者数 (平成28年度末時点の入所者数122人との差)	3人減 (平成28年度末の入所者数122人の2%以上減)	9人増 (令和2年度末の入所者数131人)
地域生活移行者数 (施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する者の数)	11人 (平成28年度末の入所者数122人の9%以上)	0人 (令和2年度中の地域生活移行者数)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する目標値を設定します。

《精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは・・・》

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などを包括的に確保されたシステムの整備を図ることで。

この仕組みが「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、障がいのある人の多様なニーズに対応するための土台づくりとして基盤整備にもつながることを目指しています。

### 〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するものとされています。

### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度末時点の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	<b>設置</b> ※令和2年度末に「加賀市障がい者地域ケア会議」として加賀市じりつ支援協議会に協議の場を設置しました。令和3年度から地域生活支援拠点等の整備と併せて具体的な取り組みや検討を行っていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人のじりつ支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行支援、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援拠点等について、令和2年度末までの目標値を設定します。

《地域生活支援拠点等とは・・・》

障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の居住支援のため、5つの機能(①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。

#### 〔国の基本指針〕

令和2年度末までに各市町村又は広域(近隣市町村)に少なくとも一つを整備することを基本とするものとされています。

#### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度末時点の 地域生活支援拠点等の箇所数	1か所(市内)	<b>1か所(市内)</b> ※地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「地域の体制づくり」として「加賀市障がい者地域ケア会議」を令和2年度末に加賀市じりつ支援協議会に設置しました。令和3年度から具体的な検討を行っていきます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。)を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

##### 〔国の基本指針〕

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とするものとされています。

#### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度の年間一般就労移行者数 (福祉施設を退所し、一般就労した者の数)	11人 (平成28年度の移行者数7人の 1.5倍以上)	3人

## ② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数に係る目標値を設定します。

### 〔国の基本指針〕

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数の2割以上増加することを目指すものとされています。

### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数	15人 (平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数12人の2割以上)	11人

### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

#### 〔国の基本指針〕

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを指すものとされています。

#### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度の就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所の割合 (事業所ごとに4月1日に支給決定されている者の数を分母とし、その年度中に一般就労した者を分子として就労移行率を算出し、就労移行率が3割以上の事業所の数を全事業所の数で除した割合)	30% (過去の実績を踏まえて3割と設定)	100% (市内1事業所中1事業所が就労移行率3割以上) ※ 令和2年1月に就労移行支援事業所が1か所開設。

#### ④ 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業利用者の職場定着率に係る目標値を設定します。

##### 〔国の基本指針〕

就労定着支援事業を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指すものとされています。

##### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
各年度、前年度中に新規での就労定着支援事業を利用した者のうち、支援を開始した時点から1年後の職場定着率 (各年度において、前年度中に支給決定をされている者を分母とし、支援を開始した時点から1年後に一般就労を継続しているものを分子として、職場定着率を算出)	80%	100% (利用者1名中1名が1年後も一般就労を継続)

※ 前年度(令和元年度)の就労定着支援事業の利用者1名。

## (5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの整備

障がいのある子どもに関しては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、重層的な提供体制の整備が必要であることから目標を設定します。

#### 〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするものとされています。

#### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度末時点の児童発達支援センター数	1か所以上	1か所設置

### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

障がいのある子どもの地域社会への参加、インクルージョン(包容)を推進するための目標を設定します。

#### 〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするものとされています。

### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築

### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう目標を設定します。

#### 〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域(近隣市町村)に少なくとも1か所以上確保することを基本とするものとされています。

### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
令和2年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数	各1か所以上(市内)	0か所

#### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう目標を設定します。

##### 〔国の基本指針〕

平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするものとされています。

##### 【第5期計画における成果目標】

項目	目標値	令和2年度実績
平成30年度末時点の医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置